

事 務 連 絡

令和 7 年 4 月 24 日

都道府県
各 指定都市 社会福祉施設等所管課（室） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

令和 7 年度災害時情報共有システムの訓練実施について

平素より社会福祉施設等の適正な運営の確保にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

災害発生時における児童関係施設、障害児者関係施設及び高齢者関係施設の被災状況等を把握するシステム（以下「災害時情報共有システム」という。）については、令和 3 年度より運用を開始しており、「令和 7 年度における災害時情報共有システム訓練計画について」（令和 7 年 3 月 27 日当課事務連絡）でご案内のとおり、今年度も災害想定訓練を実施いたします。

災害発生時において、災害時情報共有システムを活用して被災状況を迅速に把握するためには、当該システムの操作に習熟し、弊省と自治体間、自治体と施設・事業者間で緊密な連携がとれていることが非常に重要です。そのため、平時において災害を想定した訓練を実施することにより、システム運用上の課題を把握し改善していくことが、災害時情報共有システムの円滑な運用、ひいては被災施設への迅速かつ適切な支援に繋がるものと捉えております。

令和 7 年度災害時情報共有システムの災害想定訓練につきましては、下記要領にて実施することといたしましたので、各施設所管部署、該当自治体及び管内施設・事業所への周知や協力依頼等、調整方よろしくお願いいたします。

記

1 災害想定訓練実施日時

（前期）第 1 回：令和 7 年 5 月 16 日（金）10:00～15:00（想定災害：大雨）

第 2 回：令和 7 年 5 月 23 日（金）10:00～15:00（想定災害：大雨）

（後期）第 1 回：令和 7 年 10 月 17 日（金）10:00～15:00（想定災害：地震）

第 2 回：令和 7 年 10 月 24 日（金）10:00～15:00（想定災害：地震）

2 訓練実施自治体

別紙 1 のとおり

3 訓練実施施設・事業所

別紙 1 で示す自治体におけるすべての児童関係施設、障害児者関係施設及び高齢者関係施設

4 訓練の流れ

別紙 2 のとおり

5 留意事項

システム操作の方法については、事前に操作マニュアルや説明動画等での確認をお願いいたします。

(参考) システム操作説明動画、資料の掲載場所

- 児童関係施設システム (説明動画)

URL : <https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/saigaisyskodomom/>

- 障害児者関係施設システム (説明動画)

URL : <https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/saigaisysshofukum/>

- 高齢者関係施設システム (説明資料)

URL : https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/kanri/pdf/manual_kanri_p_6_3.pdf

6 Q & A

昨年度の訓練においてお問合せのあった事項について、以下のとおり Q & A をお示しいたします。

Q : 本訓練における都道府県、政令市、中核市以外の市町村の役割は何か。

A : 市町村におかれては、災害時に社会福祉施設等に代わって被害状況を代理入力することができます。本訓練ではシステムへのログイン及び代理入力の方法をご確認ください。

Q : 本訓練では訓練対象となる全ての施設から報告を受ける必要があるか。

A : 実際の災害発生時を見据えてご対応ください。

Q : システムのログイン ID とパスワードがわからない場合はどのように対応したらよいか。

A : 以下のリンク先の問合せフォーム又はメールアドレスへお問合せください。なお、システムにログインできるか訓練前にご確認ください。

○児童福祉施設等災害時情報共有システムに関する問合せ

<https://www.wam.go.jp/wamappl/saigaikdmsysinq.nsf/fInquiry?0open>

○障害者支援施設等災害時情報共有システムに関する問合せ

<https://www.wam.go.jp/wamappl/saigaisfsysinq.nsf/fInquiry?0open>

○介護災害時情報共有システムに関する問合せ

介護サービス情報公表システムヘルプデスク helpdesk@kaigokensaku.mhlw.go.jp

※ ヘルプデスクのメールサーバーは外部のメールアドレスを使用しているため、インターネットの経路を通じて送付ください。

Q：訓練開始及び終了の連絡はどのように行うのか。

A：訓練開始の連絡は、児童及び障害のシステムについては、システムからシステムに登録いただいているメールアドレスあて、介護のシステムについては当省老健局高齢者支援課からご担当課あてメールによりご案内します。終了の連絡については、児童及び障害のシステムについては当課から被害状況報告のとりまとめ課あて、介護のシステムについては開始のご案内と同様にメールで行います。

Q：児童と障害のシステムに登録しているメールアドレスがわからない場合はどのように対応したらよいか。

A：システムにログインした後、アカウント編集のページから確認が可能です。
登録済のメールアドレスと実際に使用しているメールアドレスが異なる場合は、訓練前に修正いただくようお願いいたします。